

鳥取県告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

皆原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町皆原字上ヶ市58-7	1号
八頭郡八頭町皆原字上ミ山580	2号
八頭郡八頭町皆原字柳558-2	3号
八頭郡八頭町皆原字若宮平530-1	4号
八頭郡八頭町皆原字若宮296-1	5号
八頭郡八頭町皆原字河原土居157	6号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷135	7号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷92	8号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷102	9号
八頭郡八頭町皆原字下モ屋敷98-1	10号
八頭郡八頭町皆原字上ミ山576	11号
八頭郡八頭町皆原字上ヶ市58-1	12号